

伊丹市少年補導委員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推薦により、伊丹市教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司
- (2) 民生委員児童委員・主任児童委員
- (3) 伊丹市自治会連合会から推薦された者
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任
- (5) 伊丹市少年補導委員連合会から推薦された者

(任期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、赤いベスト（様式2）を着用しなければならない。ただし、第3条第4号に掲げる者は、赤いベストの着用に替えて、学校で使用している既存の名札・腕章等を使用することができる。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和7年9月1日から施行する。

様式1

下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。		
<p>写 真</p>	氏名	(才)
	年月日生	
	住所	伊丹市
	所属	伊丹市立少年愛護センター
	発行	年月日
有効期限	年月日	
伊丹市教育委員会		

様式2

